## 徴収実務アドバイザー設置要綱

# 第1 設置

市町村の個人住民税の徴収対策を支援するため、徴収実務アドバイザー (以下「アドバイザー」という。)を設置する。

## 第2 業務

アドバイザーは、次の各号に掲げる事務に携わるものとする。

- (1) 滞納整理に関する相談に対する助言に関すること。
- (2) 滞納整理方針及び徴収技術に関する助言に関すること。
- (3) 徴収実務及び徴収業務のマネージメントの研修に関すること。
- (4) 徴収事務マニュアル及び質疑応答集の作成に関すること。
- (5) その他個人住民税の徴収対策に関すること。

### 第3 アドバイザーの要件

- 1 アドバイザーは、税務に関する専門知識と経験を有し、かつ、税理士となる資格を有する者とする。
- 2 アドバイザーは、2名以内とする。

### 第4 選任期間

アドバイザーの選任期間は、1年とする。ただし、年度又は年度の途中において選任された者の期間は、当該年度終了の日をもって満了とする。

#### 第5 従事場所

アドバイザーが業務に従事する場所は、埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県総務部個人県民税対策課内及び個人県民税対策課長が指定する場所とする。

## 第6 従事日

- 1 アドバイザーの従事日は、個人県民税対策課長が必要に応じて指定した日とする。
- 2 従事日は、週3日以内とする。

# 第7 謝金等

- 1 アドバイザーの謝金は、予算の範囲内で別に定める。
- 2 自宅から従事場所までの交通費については、県職員に支給する旅費に準じて支給 するものとする。

## 第8 業務遂行上の留意事項

アドバイザーは、業務の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の 履行以外の目的に利用してはならない。従事期間終了後においても同様とする。

# 附則

- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和4年4月1日から施行する。